

## 投資信託説明書（交付目論見書）

2015年9月11日

## MHAMトピックスファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「MHAMトピックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2015年9月10日に関東財務局長に提出しており、2015年9月11日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれてありますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されています。投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします（交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。）。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 当ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認します。当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

## 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

みずほ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第398号
設立年月日	1964年5月26日
資本金	20億4,560万円(2015年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆5,621億円(2015年6月末現在)

## 受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】

みずほ信託銀行株式会社

## ファンドに関する照会先

みずほ投信投資顧問株式会社

〔電話番号〕0120-324-431

※ 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

〔ホームページアドレス〕<http://www.mizuho-am.co.jp/>

## 商品分類及び属性区分

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産（投資信託証券）*	年1回	日本	ファミリー ファンド	TOP IX

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

◆商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1 ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

東京証券取引所第一部に上場されている株式に投資を行い、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指します。

## ファンドの特色

### I. 東証株価指数（TOPIX）※の動きに連動する投資成果を目指します。

- ◆ 東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

※ 東証株価指数（TOPIX [トピックス]=Tokyo Stock Price Index）とは、東京証券取引所第一部全銘柄を対象とした株価指数で、基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

### II. 株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

- ◆ 運用の効率化を図るため、ならびに追加設定・一部解約等に対応するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
- ◆ 「MHAMトピックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

## ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



## ファンドが対象とする指數等について

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、TOPIXの指數値の算出または公表の誤謬、遅延または中断、およびファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## ■ 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
投資信託証券	投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。
非株式（株式以外の資産）	非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

## ■ 分配方針

毎決算時（原則として毎年6月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、組み入れた株式の株価の下落（東証株価指数（TOP1X）の動きに連動する投資成果を目指しているため、当該指数の下落を含みます。）等の影響による基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さんに帰属します。また、**投資信託は預貯金とは異なります。**



#### 株価変動リスク

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「信用リスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

### その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 当ファンドは、ベンチマークである東証株価指数（TOP1X）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による影響、株価指数の構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、売買コストや運用管理費用等の影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に、乖離が生じる場合があります。
- ◆ 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。

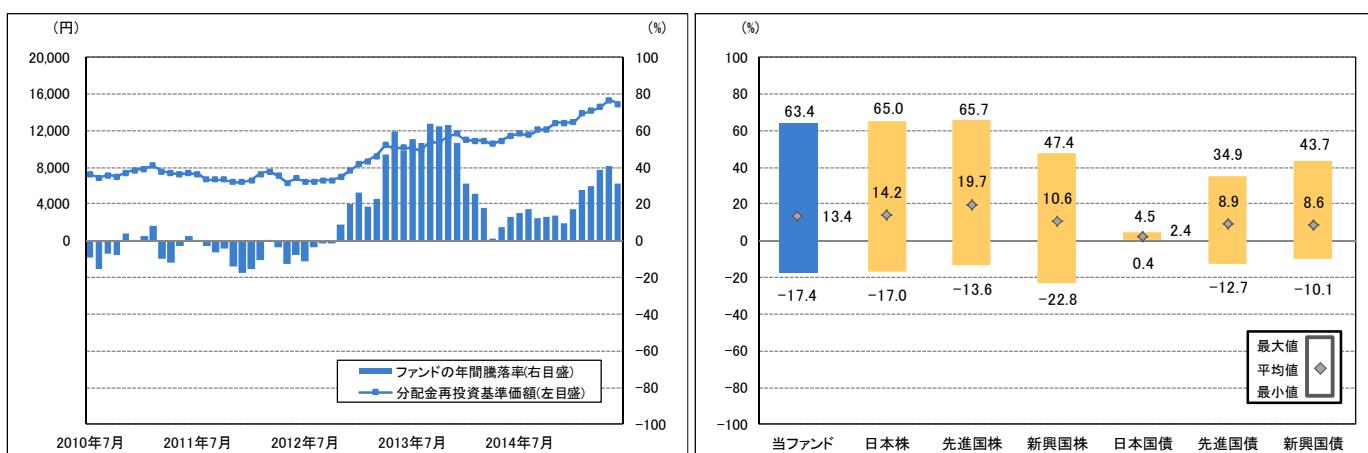
## リスクの管理体制

コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理および運用実績の分析・評価を行い、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて提言等を行います。一方、トレーディング部門は売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。これらのリスク管理の結果はリスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

### (参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較 (2010年7月～2015年6月)

◆当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ◆当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）

年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2010年7月～2015年6月の5年間ににおける年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。

当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 各資産クラスの指標

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

※株式の指標は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指標化したもので、同指標は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等について一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指標で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指標の算出、数値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

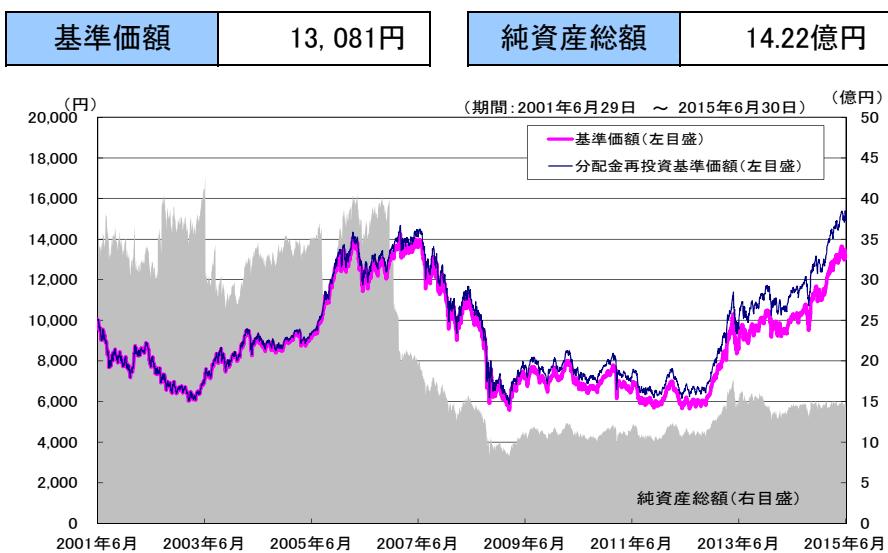
「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### 3 運用実績

(2015年6月30日現在)

#### 基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)



※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。(以下同じ。)

#### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2015年6月	190円
2014年6月	90円
2013年6月	90円
2012年6月	90円
2011年6月	90円
設定来累計	1,230円
設定来 : 2001年6月29日以降	

#### 主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

##### <資産の組入比率>

資産の種類	国内／外国	比率 (%)
株式	国内	94.4
現金・預金・その他の資産		5.6
合 計		100.0

##### (その他の資産の投資状況)

株価指数先物取引(買建) 4.6%

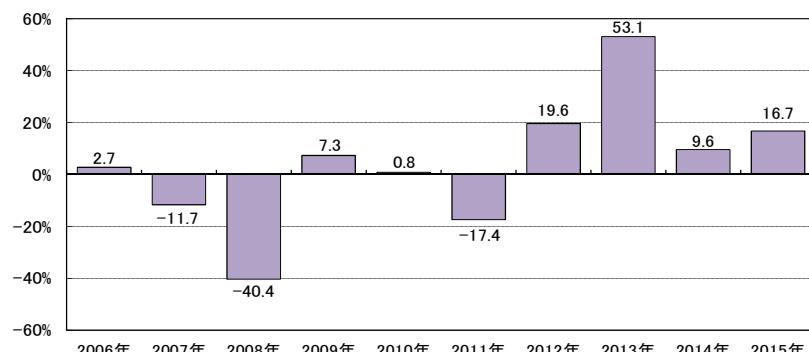
##### <組入上位10業種>

順位	業種	比率 (%)
1	電気機器	11.6
2	輸送用機器	10.3
3	銀行業	9.2
4	情報・通信業	6.4
5	化学	5.9
6	機械	4.9
7	医薬品	4.4
8	小売業	4.4
9	食料品	3.9
10	卸売業	3.9

##### <組入上位10銘柄> 組入銘柄数933銘柄

順位	銘柄名	業種	比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.3
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.7
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.6
4	ソフトバンク	情報・通信業	1.5
5	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.4
6	本田技研工業	輸送用機器	1.4
7	日本電信電話	情報・通信業	1.3
8	KDDI	情報・通信業	1.1
9	ファナック	電気機器	1.1
10	日本たばこ産業	食料品	1.0

#### 年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2015年は1月から6月末までの收益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## 4 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	購入申込日から起算して4営業日目までにお支払いいただきます。 なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	原則として1口単位 ※販売会社により、異なる換金単位となる場合があります。
換金価額	換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものをお申込みとします。
購入の申込期間	2015年9月11日から2016年9月9日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（2001年6月29日設定）
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき。</li> <li>・信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなるとき。</li> </ul>
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
公 告	原則として、ホームページ（ <a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a> ）に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に「交付運用報告書」および「運用報告書（全体版）」を作成し、「交付運用報告書」を販売会社を通じて交付いたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度※が適用できます。 ※益金不算入制度については、2015年4月1日以降に開始する事業年度からは適用できなくなります。

## 4 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

##### 投資者が直接的に負担する費用

項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※2015年9月10日現在の手数料率の上限は <b>2.16%（税抜2%）</b> です。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価
信託財産留保額	1口につき、換金請求受付日の基準価額に対して、 <b>0.2%</b> の率を乗じて得た額	—

##### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 運用管理費用（信託報酬）

項目	費用の額・料率	費用の概要																
運用管理費用 (総額)	<b>年率0.648% (税抜0.6%)</b>	運用管理費用=日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。																
配分 (税抜)	(委託会社) 年率0.18% ～0.10%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価																
	(販売会社) 年率0.35% ～0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価																
	(受託会社) 年率0.07% ～0.05%	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価																
※運用管理費用の配分（税抜）は、以下の通り純資産総額の残高に応じて変動します。																		
<table border="1"><thead><tr><th>純資産総額</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>200億円以下の部分</td><td>0.18%</td><td>0.35%</td><td>0.07%</td></tr><tr><td>200億円超500億円以下の部分</td><td>0.14%</td><td>0.40%</td><td>0.06%</td></tr><tr><td>500億円超の部分</td><td>0.10%</td><td>0.45%</td><td>0.05%</td></tr></tbody></table>			純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	200億円以下の部分	0.18%	0.35%	0.07%	200億円超500億円以下の部分	0.14%	0.40%	0.06%	500億円超の部分	0.10%	0.45%	0.05%
純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社															
200億円以下の部分	0.18%	0.35%	0.07%															
200億円超500億円以下の部分	0.14%	0.40%	0.06%															
500億円超の部分	0.10%	0.45%	0.05%															

##### その他の費用・手数料

主な項目	費用の概要
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。

※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示できません。

## ■税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は2015年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（2016年以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# MEMO

# MEMO

**みずほ投信投資顧問株式会社**

Mizuho Asset Management Co., Ltd.